

令和4年度第2回鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会会議録

第1 開催日時 令和4年9月20日（火）午後6時から午後7時30分まで

第2 開催場所 鎌ヶ谷市役所6階 第1・2委員会室

第3 出席者

1 委員

青山健彦会長、飯嶋孝明副会長、岩佐祐希委員、内田徳子委員、
齋藤理英委員、佐藤孝丞委員、松崎泰子委員（欠席委員：なし）

2 担当課（事務局）及び関連部署

狩谷総務企画部長、井上総務企画部次長

総務課行政室：築地室長、北川主査、大田主査、津田主査補、

中谷主任主事、中村主任主事

議会事務局：後藤参事

3 傍聴人：1名

第4 議題

1 議題ごとの会議の公開・非公開について

2 会議録署名人の選出について

3 議題

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制
度の見直しについて

4 報告事項について

第5 審議内容

1 議題ごとの会議の公開・非公開について

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条に規定する審査
請求に関する審議ではないため、公開することを決定した。

2 会議録署名人の選出について

会議録署名人は、議長を除き、2人選出するものとし、今回の会議録

署名人は、松崎委員及び飯嶋委員に決定した。

3 議題

諮問書に基づき、担当課（総務課行政室）が諮問の経緯について説明した。

【担当課説明】

- ・ 本市では、平成12年に鎌ヶ谷市個人情報保護条例を施行し、個人情報保護制度を運用してきた。他方で、国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立、そして個人情報の保護に関する国際的な制度調和を図るため、個人情報保護法の一部改正により、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体などによってそれぞれ規律が分かれていた法体系が、個人情報保護法（以下「改正法」ということがある。）に一元化されることとなった。
- ・ この改正により、個人情報の定義や、個人情報の収集、利用、提供に係る制限規定が統一されるなど、制度体系が抜本的に見直され、このうち、地方公共団体に適用される改正部分については、令和5年4月1日に施行される。4月以降は、全国共通のルールのもとで制度の運用を行うこととなり、本市にも改正法が適用されることとなるが、一部の事項については地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることとされている。
- ・ このため、改正法の施行後における本市の個人情報保護制度の運営に関する重要事項として、鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第7号及び同条第2項の規定に基づき、審査会へ審議及び意見を求めるものである。
- ・ 本件に関するこれまでの検討の経緯として、本市の方向性の素案を6月に作成し、7月から8月にかけてパブリックコメントの募集を行った。パブリックコメントでは、1団体及び1名からご意見の提出があり、市の方向性についてはこうしたパブリックコメントや審査会の答申をもとに、庁議での検討を経て、10月頃までに最終的に内容を決定し、12月議会に条例案を上程する予定である。また、市議会についても、市議会の新たな条例を施行日までに制定する予定と伺っている。

(議長) 今回の審議の趣旨について整理する。これは、個人情報保護制度の根幹に関わる重要な案件であり、この後、具体的に審議していくことになるが、現行の個人情報保護条例の大幅な改正となる。

法改正の背景は、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立や国際的な制度の調和が要請されるなか、国や地方公共団体の間で、それぞれ根拠法令が異なっており、保護水準の統一化が課題となっていたため、改正法により統一されるという趣旨である。

この動きに合わせて、これまで市で進めてきた施策の中から継承すべき部分と見直しを行う部分があるという観点から、制度の方向性につき審議を行うということである。

○質疑応答

(委員) 国際的な制度の調和とは、具体的にどのようなことか。

(担当課) 欧州連合（EU）が「一般データ保護規則（GDPR）」を定めており、これに基づき欧州委員会（EUの主要機関）が行う決定において、EU加盟国以外の国や地域等が十分なデータ保護の水準を確保していると認められれば、EU加盟国と他国間での越境移転の規制が適用されないという制度がある。日本では現在、民間部門のみに対して水準の確保が認められているが、現在の趨勢としては、独立した第三者機関（日本における「個人情報保護委員会」（以下「委員会」という。））が公的部門や学術部門も所管するのが、日本の認定を拡大するための前提条件として必要となる。以上の趣旨のことが、委員会の資料の中で説明されている。

(議長) 引き続き、諮問事項について担当課から説明願いたい。

〈諮問事項一覧〉

- (1) 条例要配慮個人情報について
- (2) 個人情報取扱事務登録簿の作成について
- (3) 開示決定の期限について

- (4) 手数料について
- (5) 審査会への諮問事項について

(1) 条例要配慮個人情報について

【担当課説明】

- ・ 現行条例においては、要配慮個人情報につき法令等に定めがあるときを除き、原則として収集を禁止している。改正法においては、要配慮個人情報の収集につき、行政機関等には制限規定を特に設けていない。
- ・ この点につき、委員会の説明によれば、要配慮個人情報の取得に特別の規定は設けていないが、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と実質的に同様となっており、法律の規律と重複する規定は許容されないこととされている。
- ・ 本市においては、一例としてDV、虐待等の内容を含む情報を保有しており、このような情報を「条例要配慮個人情報」として規定することも想定される。一方で、改正法のもとでは、条例要配慮個人情報を規定した場合に、個人情報ファイル簿に条例要配慮個人情報を保有しているかどうか記載され、漏洩等が発生した際に委員会への報告義務が発生することとなるが、それ以外に、地方公共団体独自の取得制限等の固有ルールを付加することは許容されない。
- ・ 要配慮個人情報は、現行条例においても国と同一の定義となっており、現時点では、その他の地域の特性等は見当たらないことから、市独自の条例要配慮個人情報は規定せず、今後の社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて再検討していきたいと考えている。

○審議及び質疑応答

(委員) 地域の特性に応じて定めるものとして、具体的にどのような事項が想定されているのか。

(担当課) 他自治体の動向をみると、例えばパートナーシップ制度を導入しているところで、LGBTQに関する情報を条例要配慮個人情報とするかどうかにつき検討されているようである。

(委員) そのように、同性婚をしていることなどが、個人情報として特に配慮を要するかが検討されているということか。

(担当課) そのとおりである。実際に条例要配慮個人情報として位置付けるかどうかは検討中のようである。

(委員) 鎌ヶ谷市では、現時点ではそのような事項がないのか。

(担当課) 現時点で、地域の特性として明確といえるものがない状況である。今後、社会の変化等により生じてくる可能性はある。

(議長) 市の方針としては、必要に応じて再検討するとのことである。

(委員) 改正法に要配慮個人情報に関する制限規定は特にはないが、実質的に収集が法令の定める範囲に限定されるため、敢えて条例では規定しないという理解でよいか。

(担当課) そのとおりである。改正法の規定に則れば、実質的に現行条例における収集制限と同一の保護が図られることになる。

(委員) 改正法の規律と重複する内容を条例で定めることは許容されないということだが、確認的に規定するのも許容されないという理解でよいか。

(担当課) そのとおりである。委員会のガイドラインでは、重複する規定を市の条例で定めることは許容されないとされている。

(委員) 私はこの点を理解できたが、パブリックコメントのなかで、要配慮個人情報等に関して、審査会への諮問を規定することが「許容されない」という点につき、自治体が主体的に規定すべきであるという趣旨の意見があった。「許容されない」という表現だと、現行条例と改正法で同等の保護が図られることが理解されにくいように見受けられる。市民の方に対して、市として自主的に保護しているということを説明した方がよい。自分自身は内容を読み込むことによって理解できたが、改正前後において原則と例外を比較して、実質的に同一なので表記されないという点につき、市民の方が理解するのは大変なのではないかという印象を受けた。

(担当課) ご指摘のとおりであり、改正法では要配慮個人情報に限らず、個人情報の収集は法律や条例等の定める事務の範囲に限定され、

利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない。そのほか、本人外収集等についても不適正な利用の禁止や適正な取得などの改正法の規定が適用される。これらの規律を遵守することで従来の保護水準は担保されるということが、一見すると若干伝わりづらい書きぶりとなっている印象はある。今後、市民の方に対して制度を説明する際は、実質的に同等の保護水準が担保される点について丁寧に説明していきたい。

(委員) 市民と行政の双方で保護しようとしていることは同じで、表現が異なっているだけという印象を受けた。

(2) 個人情報取扱事務登録簿の作成について

(議長) 引き続き、諮問事項2 個人情報取扱事務登録簿（以下「事務登録簿」という。）の作成について担当課から説明願いたい。

【担当課説明】

- 改正法では、個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人以上の場合、「個人情報ファイル簿」の作成・公表の義務付けが規定されている。その趣旨は、「その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等及び同項各号に掲げる法人における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため」とされている。
- 本市においては、個人情報保護条例に基づき、個人情報を取り扱う事務単位で、個人情報ファイルの名称、利用目的、対象者の範囲、記録項目、収集先及び電子計算機処理の有無等を「個人情報ファイル届出書」（以下「届出書」という。）として作成し、市庁舎3階の情報公開コーナーに配架している。
- 改正法において、個人情報ファイルに関する事項を集約した「個人情報ファイル簿」の作成及び公表が義務付けられるなかで、本市としては、従来の事務単位から個人情報ファイル単位へと作成基準を見直し、法定の記載項目に沿って「個人情報ファイル簿」を作成し直す必要がある。

- ・ 一方で、改正法においては、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」と規定されている。
- ・ 本市としては、現行制度において、市全体で年間平均20件ほどの開示請求を受けている。頻度の高い請求内容としては、例えば住民票の写しの発行履歴記録や相談記録、診療報酬明細書など、当初から請求人の目的や担当部署が明確である請求が大半であり、届出書の閲覧によって開示請求に至った事例は把握していない。
- ・ 本市としては、当初の時点では、市民にとっての検索のしやすさ、個人情報取扱事務の明確化、事務の効率性のバランスを考慮し、市民がどのような事務で自己の個人情報が取り扱われているのかを認識できるようにするという法の趣旨にのっとり、法定どおりの個人情報ファイル簿を作成及び公表することとする。そして、改正法の施行後の個人情報ファイル簿の活用状況等を見て、1,000人未満のファイルについても特に必要があると判断した際に、追加で作成するなどの対応を図りたいと考えている。

○審議及び質疑応答

(委員) まず法定どおりの個人情報ファイル簿を作り、事務登録簿は必要に応じて作ることを検討するという方法で今後進めていくのか。

(担当課) そのとおりである。

(委員) 現時点では事務登録簿を作成する必要がないのか。

(担当課) 個人情報ファイル簿と事務登録簿の両方を作成するのは、作成と閲覧が重複するという状況によってメリットとデメリットがあると考えます。それを勘案すると、まず法定どおりの個人情報ファイル簿を作成し、市民の利便性の向上に資するために内容を拡充すべきと判断されたときに、法定の人数未満の個人情報ファイル簿又は事務登録簿を作成して対応したいと考えています。それを運用の範囲で行うか、条例を改正するかは未定である。

る。

(委員) 他自治体の動向は把握しているか。

(担当課) 検討中の自治体が多いが、現段階で把握している情報では、事務登録簿を作成するところと、作成しないところが半々くらいという印象を受けた。例えば、人口が多い自治体では、事務登録簿を追加で作成することで項目数が膨大なものとなり検索性が低くなることから、個人情報ファイル簿のみとしたほうがよいのではないかと議論されているところもある。一方で、人口が少ない自治体では、本人の数を1,000人未満とすることによって、法定の個人情報ファイル簿に該当するものが少なくなるため、従来の事務登録簿を継続あるいは1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成を検討しているところも見受けられる。

(委員) 現在の鎌ヶ谷市の届出書の数ほどのくらいか。

(担当課) 約400件である。

(委員) 既に答申を出している他自治体の審議の内容をみると、対象者数が1,000人未満の個人情報を取り扱う事務が個人情報ファイル簿の作成の対象外となる状況に対して、別に行政文書の管理簿があって、少規模な個人情報の取扱事務の所在を確認でき、開示請求の手がかりとなり得ることから、1,000人未満の事務について直ちに作成する必要はないのではないかと、この許容性の議論をしているところがあった。鎌ヶ谷市では、そのような手がかりとなる情報はあるのか。

(担当課) 本市も同様に、事務の詳細について市民が確認できる方法として、各部署で起案や収受を行った文書の標題等が一覧となった「文書目録簿」を毎月作成し、情報公開コーナーに配架している。文書目録簿には、文書の宛て名などの個人情報がマスキングされたうえで各所属の個別の事務が記載されていて、開示請求の際の参考となり得る。

(委員) 現在は事務単位で届出書を作成しているとのことだが、今後1,000人以上の個人情報ファイル簿を作成した場合に行政

の業務負担が増えるのかということと、市民の利便性が向上するのかという点について確認したい。

(担当課) 新たな個人情報ファイル簿の作成に取り掛かる際は、行政の事務作業が増えるのは確かである。そして、作成後は内容を更新する必要もある。作成の基準が事務単位からファイル単位へと変わることによってどのくらい件数の増減があるかは今後抽出することになるが、一般的には一つの事務に対して複数のデータベースを作成することが多いと思われる。よって、法定どおりの個人情報ファイル簿のみを作成したとしても、現行の約400件を大きく下回ることはないの見込んでいる。市民の利便性の向上については、個人情報ファイル簿がどの程度活用されるのか現時点では予測できないが、探索のしやすさや、各部署における作成及び更新にかかる事務などのバランスをどのように捉えるか、担当課としては幅広く意見を伺ったうえで決めていきたい。

(委員) 市の方針として、特に必要があると判断した場合に法定人数未満であっても個人情報ファイル簿を作成するとのことだが、具体的にどのように検証し、判断しようと考えているのか。

(担当課) 今後、全庁の部署を対象として個人情報ファイル簿の作成を担当課（総務課行政室）から依頼することになる。そのなかで、各部署から様々な問い合わせや相談が寄せられることが予想される。例えば、現在は人数要件を満たさないものの、近日中に1,000人を超えることが見込まれるファイルや、人数が少なくても市民生活への影響が大きかったり、あるいは関心が高かったりする事業があった場合には積極的に個人情報ファイル簿の作成を促すなど、当面は運用のなかで工夫していきたい。

(委員) 先ほど、届出書が約400件あるという説明だったが、このなかで、1,000人を基準として分けるとどのくらいの割合になるのか。

(担当課) 1年間あたりの取扱予定人数が算定可能な事務のうち、その人数が1,000人を超えるのは約80件である。

(委員) 主なところで、人数が多い事務はどのようなものか。

(担当課) 現在公表している項目から一例を抜粋すると、市政功労表彰に関する事務や、生活保護に関する事務、住民基本台帳関係事務などがある。また、課税台帳、税の賦課決定決議書、子育て世帯臨時給付金などの事務が一例として挙げられる。

(委員) 事務登録簿をインターネットで公表している自治体があり、鎌ヶ谷市は紙ベースの届出書を庁舎内で閲覧に供しているとのことだが、インターネットで公表していない理由は何かあるのか。

(担当課) 届出書は当初、現行条例が制定された平成12年に作成された。その当時は市でインターネット技術の導入が十分浸透していなかったこともあり紙簿冊として作成され、運用が継続された経緯がある。それに加え、実態として届出書の閲覧から開示請求などに至った事例がなく、実際に使用される機会がほぼなかった状況から、インターネットでの公表に至っていない。改正法においては、個人情報ファイル簿をインターネットで公開することが定められているため、市民からのアクセスの機会は今よりも広がると考える。

(3) 開示決定の期限について

(4) 手数料について

(議長) それでは、引き続き担当課から諮問事項の説明をお願いしたい。

(担当課) 諮問事項3点目と4点目の開示請求時の開示決定期限と手数料については、いずれも開示請求に関するものであり、現行どおりとするか、法の規定に合わせるかが主な論点となることから、一括してお諮りさせていただく。

【担当課説明】

- ・ 諮問事項3 開示決定の期限について、現行では、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して60

日を限度として期限を延長できると規定している。また、訂正、削除、利用又は提供の中止請求については、請求があった日の翌日から起算して30日以内に決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは、請求書の提出があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。

- ・ 一方、改正法では、開示請求、訂正請求、利用停止請求の全てにつき「請求があった日から30日以内に」決定をするものとし、正当な理由があるときは決定期間を「30日以内に限り延長することができる」としている。このため、改正法の施行後は、条例で決定の期限の特例を定めない限り、開示請求の開示決定については、現行よりも決定の期限が延びることになる。
- ・ 本市としては、迅速な開示に係る市民サービスの維持及び情報公開制度との整合性の観点から、現行の個人情報保護条例と同様、開示決定の期限を請求があった日の翌日から起算して14日以内としたいと考える。
- ・ また、訂正、削除、利用又は提供の中止の決定期限は、現行条例と改正法において変わらないため、条例での特例は設けないこととしたい。
- ・ 諮問事項4 手数料については、現行条例では開示等に要する手数料は無料だが、写しの交付をするときは、当該写しの作成及び送付に要する費用を開示請求者の負担としている。改正法では「開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数を納めなければならない。」と規定されていることから、開示請求に係る費用負担の仕組みを条例で定める必要がある。
- ・ 本市としては、市民サービスの維持及び情報公開制度との整合性の観点から、現行と同様に手数料を無料とし、複写等にかかる実費を規則等で別途定めることとしたいと考える。

○審議及び質疑応答

(委員) これまでに開示請求を受けてから実際に開示されるまでにどの

くらいの日数を必要としてきたのか。また、延長したことがあればその割合はどの程度だったかなど、把握していれば教えていただきたい。

(担当課) ほとんどのケースで、請求のあった日の翌日から起算して14日以内に開示できている。対象文書が多いときや、第三者意見照会が必要な場合に延長を行うことは、件数としては少数だがあった。

(委員) 開示までの期間が早いには越したことはないが、それで市の事務負担が増えるのも大変かと考えた。

(議長) 他のところで耳にした情報では、大量の開示請求を受けて、限られた人数の部署のなかで、本来業務とは別に多くの時間を開示請求への対応の事務処理にあてなければならない状況が生じることがあり、大変な苦勞をしたという話を聞いたことがある。もちろん、市民サービスとしてできるだけことは対応する必要があるが、他の市民の税負担とのバランスもある。仮に、今後そのような大量請求に関する問題が生じた場合に、審査会で検討する機会を設ける必要性も考えられないだろうか。

(担当課) 本市の現状では、保有個人情報の開示請求において、いわゆる大量請求の問題は生じていない。一般的な話として、大量請求の問題はどちらかといえば情報公開制度のほうで論点として取り上げられることが多い話のように思う。個人情報保護制度と情報公開制度は両輪として成り立つ制度なので、仮に情報公開制度において大量請求の問題が顕在化してきたら、個人情報保護制度とのバランスをみながら、その対応等につき審査会にお諮りすることは想定される。過去の他自治体の例で、膨大な開示請求への対応に苦慮し、審査会に諮問して、その請求が市政の情報を得るためではなく、明らかに嫌がらせ目的であると判断されたことで、請求を却下したという事例を目にしたことがある。

(議長) もしそのようなことが今後あれば、本審査会を有効に活用していただくのも意義があることかと思う。ほかに何か意見や質

問はあるか。

(委員) 手数料について、2点お聞きしたい。1点目として、手数料を無料として複写代等の実費を払うのと、手数料を実費とするのは、実質的には同じことだと思うが、そこに違いを設ける理由はあるのか。2点目として、実費の範囲内ということにつき、詳細に算定していくと、上限はどのくらいになるのか。

(担当課) 1点目の、「手数料を無料として実費を負担する」とことと、「手数料を実費とする」ことの違いについては、後者の「手数料を実費とする」ためには、その実費の金額を市の手数料条例であらかじめ規定しておく必要がある。また、経済的に困窮している方などを対象に減免申請の手続きが設けられる場合もある。前者の「手数料を無料として実費を負担する」場合だと、複写代や郵送に必要となる金額をその都度算出して、実際にかかった分の料金を申し受ける形になる。

2点目の実費の範囲については、上限は特に想定されていないが、委員会が示した資料では、手数料と実費相当額を重複して徴収することがないように留意する必要があるとされている。

(委員) 承知した。パブリックコメントの意見のなかで、市民と市民以外で手数料の取扱いを変えることにつき言及されていたことから、実現の可能性を考える趣旨から質問したものである。

(委員) 開示請求の期間につき、改正法では30日として規定し、鎌ヶ谷市では現行条例で請求があった日の翌日から起算して14日としているため、法施行後も延長はしないとのことだが、なぜ改正法では30日とされているのか。また、改正法第84条で特例規定が設けられており、大量請求の場合は延長ができることになっているが、これを条例で特例を設けて短縮する事情はあるのか。他自治体の動向などを踏まえて、14日とするべきという判断をしたのか。

(担当課) 30日という期限が定められた理由は把握していないが、背景としては個人情報保護制度につき、地方自治体が国に先駆けて条例で運用してきたという経緯がある。全国的に大多数の地

方自治体で個人情報保護条例が制定された後のタイミングで、国の個人情報保護法が制定された。その当時の地方自治体の趨勢として、条例で期限を14日としたところが多かったことが考えられる。その後、国の機関については個人情報保護法のなかで決定期限が30日とされた。そうした国と地方自治体の制定時期の違いが一因としてあると想定する。

(委員) そういった事実上の標準的な条例の規定があって、今後もそのような形で運用されると想定されることから、法律が改正された後も、鎌ヶ谷市は開示期限を14日にする判断したのか。

(担当課) そのとおりである。市民サービスを円滑かつ迅速に行うため、本市と同様に14日を期限とするという方向で検討する地方自治体が多数のようである。それ以外に、改正法に合わせて30日を期限としつつも、努力義務としてなるべく14日以内に開示するという規定を設けることを検討している地方自治体もあるようである。

(委員) 自分としてはそのような努力義務の選択肢もあるのではないかと感じたが、様々な事情があることは理解できた。

(5) 審査会への諮問事項について

(議長) 引き続き、諮問事項5 審査会への諮問事項について担当課から説明願いたい。

【担当課説明】

- ・ 現行条例においては、要配慮個人情報の収集、本人以外からの個人情報の収集、目的外利用・外部提供、オンライン結合等について、審査会へ諮問し、答申を尊重しながら実施してきた。
- ・ 改正法の施行後は、改正法が社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえ、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みとなり、従来のように類型的に審議会への諮問や答申を経ることを実施の要件とする条例を定めてはならないこととされた。これについては、委員会の説明によると、改正法において安全管理措置の基準が示され、これを遵守することで個人情報の適切な管理が担

保されるためという理由が示されている。

- ・ 一方で、改正法では「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」とされていることから、審査会への諮問事項を整理したいと考える。なお、情報公開制度や番号制度については、従前の諮問事項から変更はない。
- ・ 本市としては、改正法の規定する範囲において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に、審査会に諮問する規定を条例で設けたいと考える。
- ・ 想定される審査会への諮問事項として、国が示した例等を参考にすると、「施行後の条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合」、「安全管理措置の基準を定めようとする場合」、「市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合」、「その他、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」などが考えられる。
- ・ 具体的に、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合として想定される内容は、従前に諮問した案件の例でいえば、マイナンバーを活用した住民票等のコンビニ交付や、消防指令センターへの住基情報の提供、防犯カメラの設置が挙げられる。このような、規模の大きな事業や、市民生活に大きな影響を与える事業などについては、その運用方法につき、審査会に意見を伺いたいと考えている。
- ・ 個人情報の取扱いについては、社会のデジタル化に伴うデータの利活用の要請が高まっていることは重々認識しているところではあるが、その一方で、行政機関から個人情報流出する事案が報道等で大きく取り上げられるなど、市民への影響や懸念が大きい事項でもある。このような状況から、本市としては、今後も、審査会の委員各位の協力をいただきながら、個人情報保護制度を適切に運用していきたいと考えている。

○審議及び質疑応答

(委員) 直近の審査会は、情報公開条例に基づく諮問が多かったように思う。過去の個人情報保護条例に基づく諮問にはどのような

ものがあつたか。

(担当課) 平成22年から令和2年にかけて、延べ6項目について答申をいただいている。内容は「住民票等のコンビニ交付」、「ちば北西部消防通信指令センターにおける住基台帳情報の利用」、「防犯カメラ及び庁用車等へのドライブレコーダー設置」、「森林クラウドにおける森林台帳データの活用」、「国民健康保険事務における救急記録の利用」、「災害時避難の要支援者リスト」である。

(委員) このような案件について、今後も諮問を見込んでいるのか。

(担当課) 事業の規模の大きさや市民生活への影響等を勘案して、必要に応じて審査会の皆様のご意見をいただきながら運用していきたいと考えている。

(議長) それでは、諮問事項のほか、制度に関する検討事項につき、担当課から説明願いたい。

〈項目一覧〉

- (1) これまでに答申で妥当とされ、実施している外部提供等
- (2) 内部利用や外部提供を行った際に審査会に報告する運用の継続
- (3) 死者に関する情報の取扱いについて
- (4) 不開示情報の追加の可否について
- (5) 行政機関等匿名加工情報について
- (6) 目的、市民及び事業者の責務について

【担当課説明】

(1) これまでに答申で妥当とされ、実施している外部提供等
過去に審査会に諮問し、妥当とされて運用している各施策について、改正後の法にのっとりたものであるかを再度整理したうえで、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要がある。

(2) 内部利用や外部提供を行った際に審査会に報告する運用の継続
本市としては、制度の運用の透明性の確保の観点から、保有個人情報の内部利用及び外部提供の実施状況を審査会に報告する手続きは、改正法施行後も継続していきたい意向である。

(3) 死者に関する情報の取扱いについて

現行条例において、個人情報には死者の情報も含まれている。改正法では、個人情報として定義づけられているのが「生存する個人に関する情報」となるが、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人による開示請求の対象となるとされている。令和2年度時点の委員会による調査によると、半数以上の都道府県及び市町村が「死者に関する情報」も現行条例における保護の対象としている。よって、今後、他自治体等の動向を調査研究しながら、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として基準等を設けることを検討していきたいと考える。

(4) 不開示情報の追加の要否について

本市では、公務員の氏名及び法令秘情報につき、改正法と情報公開条例との間に差異がある。公務員の氏名については、本市では慣行として開示請求者が知ることができる情報にあたることから、別途規定を設ける必要はないと考える。また、法令秘情報については、委員会の資料において、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、当該情報が改正法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があるとされていることから、別途規定を設ける必要はないと考える。

(5) 行政機関等匿名加工情報について

保有する個人情報ファイルについて、民間企業等の利用に供するため、その利用に係る提案を定期的に募集し、提案があった場合には、審査のうえ、基準に適合する場合には、契約を締結し、本人が特定できないように加工した匿名加工情報を提供することになる。当分の間は、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体等については、提案募集の実施は任意とされている。本制度は、市民の個人情報の利活用に関わる事項であり、慎重な検討を要することから、本市においては、経過措置期間中は導入を見送り、今後、都道府県や政令指定都市の運用事例や近隣自治体の動向等を調査したうえで必要性を検討していきたい。

(6) 目的、市民及び事業者の責務について

長年にわたり、市独自に運用してきた条例の理念を将来にわたって引き継ぐため、現行条例にある下記の理念規定を、新条例に引き継ぐことを予定している。なお、改正法の規定に合わせ、所要の文言修正を行う場合がある。ガイドラインによると、法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、新条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられないとされている。

○審議及び質疑応答

(委員) (5) の行政匿名加工情報につき、民間企業等の利用に供するためとあるが、具体的にはどのような利用が想定されているのか。

(担当課) 他自治体の例では、福祉関連の事業者を対象として、要介護者の心身や介護度の推移を示すビッグデータを提供し、ケアプランの作成システムの開発を促進するという事例があった。

(議長) (4) の公務員の氏名について確認したい。公務員の氏名は慣行として公になっていることから不開示情報の例外として規定されているとのことだが、公務員の情報であっても、それが個人の評価に関する情報であれば不開示とするという理解でよいか。

(担当課) 本市では、職員配置録が情報公開コーナーで閲覧可能であることから、公務員の氏名を不開示情報としていない。一方で、改正法、現行の個人情報保護条例及び情報公開条例の全てにおいて、人事管理における評価や選考などに関する公務員の情報は不開示情報に該当する。

(委員) (6) の目的や理念規定の部分は、改正法の目的や趣旨に反することがない範囲で定めることになるかと思う。従来は地方自治体が個人情報保護制度を運用してきたところ、今後は国が統一的な基準を示し、地方自治体は必要に応じて独自の規定を設けるということで、規制主体が大きく変化するという認識である。おそらく、新たな条例のなかに「改正法を施行するにあたり」という趣旨の文言が入ってくることになるかと思うが、市民の目線から見た際に、個人情報の取扱いについては原則と

して改正法に基づきつつも、市として権利保障や責務の規定などがなされているということが、目的規定などから推しはかることができる文言が入れられればよいと考える。市民が市に手続きをする際は、その市の条例や、市から示されているものを見て手続きをすることになると思うが、ルールの大元が国の法律に変わっていることがわかるような文言が入るとよい。ただ国に従えばよいという趣旨ではなく、法律例規の体系が変わったということがわかるような記載がされるとよい。また、
(2)の審査会への報告の運用継続については賛成で、審査会から意見を述べる端緒にもなると考える。

(議長) それでは、意見が出尽くしたかと思うので、以上の審査会の意見を踏まえてまとめた答申書の素案を事務局で作成し、会議録の校正と併せて送付いただきたい。

4 報告事項について

保有個人情報に関する令和4年7月から8月までの外部提供の状況及び個人情報ファイル届出書の更新(1件)について、資料に基づき事務局から報告した。

(委員) 個人情報ファイル届出書の更新について具体的にお聞きしたい。

(事務局) 空き家等の調査に関するデータに関して、次年度以降の計画策定に係る民間事業者への委託に伴い目的外利用の項目に変更があったものである。

(委員) 今回は行政機関の個人情報保護制度につき議論したが、そのなかに民間事業者に関わる規定もあったかと思う。自身が介護保険事業などに携わるなかで、社会福祉法人や民間事業者を対象に選考を行う機会もあるが、パソコン端末の管理や施錠の有無など、個人情報保護の状態について確認している。民間事業者にも今回の改正は影響するのか。

(事務局) 個人情報保護法の第4章に個人情報取扱事業者に係る規律が設けられており、この改正部分は令和4年4月から施行されている。主な改正内容としては、個人情報の流出に対するペナルティが強

化されたり、海外の事業者との関係に関する規律が明確化されたりしている。

(委員) そのような規律は行政機関が主体となって所管するのか。

(事務局) 主体間による規律の適用関係は、例えば、民間事業者が市の委託や指定管理を受けていれば、市と同等の規律が準用される部分(安全管理措置)もある。一方で、指定管理者が民間事業者として市の業務以外の事業を行う場合には、個人情報取扱事業者の規律が適用されることになる。なお、地方自治体で病院や大学を所管しているところでは、医療分野や学術分野など、分野ごとの規律がそれぞれ適用される。

(委員) 外部提供のなかで、生活保護に関する事務につき県の県土整備部に提供した趣旨は何か。また、診療報酬明細書を県の健康福祉部に提供した趣旨は何か。

(事務局) 県土整備部への提供は、市内の県営住宅に居住する生活保護世帯の家賃を直接県に納付するため、本人の同意を受けて提供したものである。健康福祉部への提供は、県が医療機関に対して保健指導を行うにあたり、保険請求の状況等につき確認するために提供したものである。

(議長) ほかに質問や意見がなければ、これをもって令和4年度第2回情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和4年10月20日

署名人 松崎 泰子

署名人 飯嶋 孝明